

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになりました。さらに、翌19年6月には「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、全国の自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果が上がってきていました。

しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても増加傾向となっており、令和4年には過去最多になるなど、非常事態はまだまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。

「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

県では、社会的な諸問題に対応する機関が連携・協働して自殺対策の推進を図るため、平成22年度に「山形県自殺対策推進会議」を設置しました。また、平成28年度には地域における自殺対策の推進拠点としての「山形県自殺対策推進センター」を設置し、地域の自殺実態の把握に加え、適切な対策につなげる取組みや、関係する機関等の連携強化などに取り組んでいます。さらに、平成28年4月の自殺対策基本法の改正法施行を受け、平成30年3月に第1期計画となる「いのち支える山形県自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない山形県」の実現を目指し、地域レベルでの自殺対策を進めてきました。

本県の自殺者数は、県、市町村、関係機関、民間支援団体等による様々な自殺対策の取組みの結果、平成18年の381人をピークに年々減少傾向にあり、令和2年には180人まで減少しましたが、令和3年は211人と増加しました。人口10万人あたりの自殺者数（自殺死亡率）は全国より高く、全国での順位も一桁台の状況が続いていることから、県民全体で危機感を共有し、自殺対策の強化を図っていく必要があります。

（参考）自殺者数及び自殺死亡率の推移

出典：厚生労働省人口動態統計

		平成27年 (基準年)	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
本県	自殺者数	243人	220人	210人	196人	195人	180人	211人
	自殺死亡率	21.7	19.9	19.2	18.1	18.2	17.0	20.1
全国	自殺死亡率	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5
本県の全国順位		6	7	7	8	5	19	3

このため、今回の第2期計画では、本県における自殺の現状等の整理とともに、第1期計画の評価や課題の洗い出しを行い、昨年10月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」も踏まえながら、基本方針や施策等を取りまとめたところであり、県としては、引き続き市町村、関係機関、民間支援団体、企業、地域社会と一体となり、「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

- 自殺対策基本法第13条第1項に規定する「**都道府県自殺対策計画**」として策定します。
- 第4次山形県総合発展計画（長期構想・実施計画）との整合を図ります。
- 山形県保健医療計画、山形県地域福祉支援計画など関連する計画との整合を図ります。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画期間中において、社会情勢や自殺者数の動向等に大きな変化があった場合などは、山形県自殺対策推進会議に諮ったうえで、取組方向等の見直しを行います。

4 計画の目標

「**誰もが健やかでいきいきと暮らせる山形県**」の実現を最終的な目標として、自殺対策の推進を図っていくこととします。

政府の自殺総合対策大綱における数値目標は、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を令和8年までに、平成27年と比べて30%以上減少させることとされており、本県が第1期計画の数値目標の根拠とした前回の大綱の目標を引き継いでいます。

これを踏まえ、本県の第2期計画においても、第1期計画の数値目標である、「**自殺死亡率を令和8年までに、平成27年と比べて30%以上減少させる**」との目標を引き継ぎ、第2期計画の最終年度と重なる令和9年においてもその目標の維持を目指します。

数値目標（自殺死亡率及び自殺者数）

	H27 大綱 基準年	R3	R4	R5	R6	R7	R8 大綱 目標年	R9	
本 県	自殺 死亡率	21.7	20.1	19.1 以下	18.1 以下	17.1 以下	16.1 以下	15.1 以下	15.1 以下
	自殺者数	243人	211人	199人 以下	187人 以下	175人 以下	164人 以下	152人 以下	151人 以下
全 国	自殺 死亡率	18.5	16.5	—	—	—	13.0 以下	—	—
	自殺者数	23,152人	20,291人	—	—	—	—	—	—

← 本県第2期計画期間（5年間） →

※本県の数値について

○平成27年及び令和3年：厚生労働省「人口動態統計」

○令和4年以降

- ・令和8年の自殺死亡率を、平成27年比で30%以上減少させるとして「15.1以下」と設定のうえ、令和4年～8年までは1.0ずつ減少させ、令和9年は前年値を維持する形で設定。
- ・自殺者数の算定に用いた人口については、令和7年は国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口（H30推計）を使用し、他の年は当課で推計。